

令和 2 (2020) 年度

栃木県新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金制度融資要綱

第 1 総則

1 目的

この要綱は、県内金融機関及び栃木県信用保証協会の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している県内医療機関に対し、資金繰りを支援することにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
保証協会	栃木県信用保証協会をいう。
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。
信用保険法施行令	中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）をいう。
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められたものをいう。
医療機関	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項及び第2項の規定に基づく病院及び診療所（地方公共団体並びに独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院及び診療所を除く。）をいう。
取扱金融機関	16で定める栃木県制度融資取扱金融機関をいう。

3 資金措置

- (1) 知事は1の目的を達成するため、保証協会に対し、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとする。ただし、貸付利率は0%とする。
- (2) 取扱金融機関は、この要綱に基づく資金の融資を行うときは、県制度資金預託金請求書（別記様式1）により保証協会へ県原資の請求を行うものとする。
- (3) 保証協会は、取扱金融機関からの請求内容を精査の上、預託するものとする。
- (4) 保証協会が預託する額は次の表のとおりとする。ただし、預託利率は0%とする。

資金名	銀行・商工組合中央金庫	信用金庫・信用組合
新型コロナウイルス感染症医療機関緊急経営安定化資金	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1

4 融資対象

県内に開設し、診療を行っている医療機関であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の医業収入が前年同月に比較して3%以上減少しているもの
- (2) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）

5 資金使途

新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

6 融資条件

次の表のとおりとする。

なお、常時使用する従業者の数により、次のいずれかの区分によるものとする。

〔区分①〕 常時使用する従業者が300人以下

〔区分②〕 常時使用する従業者が300人超

融資限度額	10億円（※）		
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）		
融資利率	区分①の医療機関	責任共有制度対象外	年 1.2%以内
		責任共有制度対象	年 1.4%以内
	区分②の医療機関	保証なし	年 1.6%以内
信用保証	区分①の医療機関については、保証協会の保証を付するものとする。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。		

※信用保証を付するものについては、別途上限額が設定される。

7 取扱期間

令和2（2020）年7月1日から令和3（2021）年3月31日までに融資実行されたものとする。

8 融資申込先・申込手続

(1) 融資の申込先は取扱金融機関とする。

(2) 資金使途を設備で申し込もうとする場合は、当該設備投資に着手する前（機器設置前・建物着工前）に、必要な書類を添えて取扱金融機関所定の融資申込書により申し込むものとする。

なお、機器設置・建物着工可能となる基準時点は、原則として、保証付きの場合は保証承諾時点、保証付きでない場合は融資実行時点とする。

(3) 当該年度に融資申込みのあった案件は、原則として当該年度中に融資実行するものとする。

9 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

区 分	書 類 名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	開設許可の写し（病院・有床診療所）
	営業状況調書（別記様式5）
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合	市町村長の認定書

10 歩積、両建等の禁止

取扱金融機関は、この要綱に基づく資金の融資に当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

11 期中管理

取扱金融機関は、危機関連保証制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、保証協会に対し、その内容を報告するものとする。

ただし、信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）（以下、「危機指定期間」という。）中であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。

なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

また、取扱金融機関は、危機指定期間内に貸付実行するものとする。

12 要綱の遵守

取扱金融機関、保証協会及び借入者は、この要綱を遵守しなければならない。

13 調査等

知事は、この要綱に基づく資金の融資について特に必要があると認めたときは、利用者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができるものとする。

14 期限前償還

取扱金融機関は、借入者が次のいずれかに該当するときは、知事に協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 資金を融資目的以外に使用したとき
- (2) 資金の償還を怠ったとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

15 預託金の返還

知事は、14の規定に該当したときは取扱金融機関に対して、県の預託金の返還を求めることができるものとする。

16 栃木県制度融資取扱金融機関

次の表の金融機関の県内営業店及び県内に本店を有する金融機関の県外営業店とする。

銀行	りそな銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、 <u>足利銀行</u> 、群馬銀行、常陽銀行、東邦銀行、山形銀行、筑波銀行、 <u>栃木銀行</u> 、東日本銀行、東和銀行、福島銀行、大東銀行
信用金庫	<u>足利小山信用金庫</u> 、 <u>栃木信用金庫</u> 、 <u>鹿沼相互信用金庫</u> 、 <u>佐野信用金庫</u> 、 <u>大田原信用金庫</u> 、 <u>烏山信用金庫</u> 、桐生信用金庫、結城信用金庫、白河信用金庫
信用組合	<u>真岡信用組合</u> 、 <u>那須信用組合</u> 、横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

(注) 下線：県内に本店を有する金融機関

17 県制度融資に係る取扱金融機関の提出書類

取扱金融機関が提出すべき書類は次の表のとおりとする。

なお、「預託金請求書」、「融資実行報告書」については、本店・母店で取りまとめた上で、提出できるものとする。

提出書類	提出者	提出先	提出時期
預託金請求書（別記様式1）	各支店	保証協会	融資実行時
融資実績報告書（別記様式2）	本店・母店	県医療政策課	翌月10日まで
融資実行報告書（融資先）一覧 （別記様式3）	本店・母店	県医療政策課	翌月10日まで
融資実行報告書（別記様式4）	各支店	県医療政策課	翌月10日まで

第2 融資期間の延長

1 目的

厳しい経営環境にある県内医療機関の円滑な資金繰りを支援するために、融資期間の延長を図り、もって医療機関の経営基盤の安定、さらには地域における医療提供体制の確保に資することを目的とする。

2 対象者

「融資期間の延長」を取扱金融機関に申込み時点において、融資期間の範囲内において設定した最終返済期日を迎えていない者であって、当該融資期間を超えた延長の申込みをしようとするもの

3 期間の延長

延長できる融資期間は3年を限度とし、取扱金融機関が認めた期間とする。

なお、保証協会の保証付の融資期間の延長については、取扱金融機関及び保証協会の双方が認めた期間とする。

4 申込手続

「融資期間の延長」を申し込もうとする者は、取扱金融機関が融資期間の延長を審査する上で必要であると指定する書類を添えて取扱金融機関へ申し込むものとする。

附則

- この要綱は、令和2(2020)年7月1日から適用する。